

南島原市建設工事成績評定点の取扱要領

平成 27 年 2 月 13 日 26 南管財第 795 号

南島原市建設工事成績評定要領（平成 25 年南島原市告示第 102 号）による工事成績評定点（以下「工事成績」という。）を以下のとおり運用することにより、工事品質の確保を図る。

【全等級対象】

1. 入札への運用

(1) 工事成績を総合評価落札方式一般競争入札の評価項目とする。

当該年度の前々年 1 月 1 日から前年 12 月 31 日までの 2 年間に完成確認した工事成績の工種別平均点により、次の表の配点を設定する。

工種別平均点	配点
75 点以上	4 点
70 点以上 75 点未満	2 点
65 点以上 70 点未満又は実績なし	0 点
65 点未満	-1 点

備考 工事表彰受賞者には、上記配点に 1 点を加える。ただし、項目の配点上限は 4 点とする。工事表彰日から 3 年間有効とする。

適用日 平成 27 年 4 月 1 日以降の公告から適用する。

(2) 「南島原市建設工事の指名基準（平成 18 年訓令第 29 号）3」及び「南島原市建設工事一般競争入札試行実施要領（平成 25 年南島原市告示第 101 号）第 3 条第 12 号」に係る運用

工事成績が 65 点未満の場合、入札への参加を規制する。

工事成績 1 件	入札参加規制期間
60 点以上 65 点未満	1 月
60 点未満	3 月

入札参加規制開始日は、工事成績評定通知日とする。

適用日 平成 26 年 4 月 1 日以降に適用する。

2. 「現場代理人の取扱いについて（平成 26 年 3 月 14 日付け 25 南管財第 1070 号）8」等に係る運用

工事成績が 65 点未満の場合、他工事との現場代理人の兼務及び主任技術者の兼務を承諾しない。期間は、上記 1. (2) の入札参加規制解除日から 1 年間とする。

適用日 平成 27 年 4 月 1 日以降の契約締結から規制を適用する。

※ 平成 26 年 3 月 14 日付け 25 南管財第 1072 号「南島原市建設工事成績評定点の取扱要領」は廃止する。